

進級・卒業認定規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌医療リハビリ専門学校学則第24条及び履修規程第34条に基づき、学生の進級及び卒業認定に関する必要な事項を規定することを目的とする。

(進級・卒業認定会議及び参加者)

第2条 学生の進級及び卒業の認定を審議・判定するため、進級認定会議及び卒業認定会議を開く。

2 進級・卒業認定会議参加者は、学校長、事務長、学科責任者、補佐、クラス担任教員、庶務課長、学生課長、教務課長、庶務課員（学納金事務担当者）とする。

(進級・卒業認定会議の実施時期)

第3条 認定会議の実施時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 進級認定会議 3月中旬
- (2) 卒業認定会議 2月中旬

(認定要件)

第4条 進級又は卒業認定の要件は、学則第24条及び履修規程第34条による。

(認定会議資料の作成)

第5条 認定会議の資料の内容は、次の各号のとおりとし、学生個人毎に作成する。

- (1) 前期及び後期の科目の成績
- (2) 平常評価（態度・出欠状況）
- (3) 留年経験
- (4) 学費納入状況
- (5) クラス担任教員所見、補佐（学科責任者補佐）所見
- (6) 学科責任者指導所見
- (7) 判定理由

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(認定要件及び認定会議資料の作成変更)